

中島町地区	小野市中島町字三味ノ前の全部、中島町字大畑ヶ、出張、西ノ谷及び村ノ東の各一部並びに浄谷町字中曾根の一部	同 上	同
広渡町地区	小野市広渡町字ソワ及び二反田の各一部並びに敷地町字ウチダ及びクロフカの各一部	同 上	同
広渡町地区	小野市敷地町字クロフカの一部	同 上	同
広渡町地区	小野市鹿野町字鹿野ケ原の一部並びに高田町字野山の一部	同 上	同
古川町地区	小野市古川町字大年ノ前、雨ソ、村下、松葉、溝向及び中田之上の各一部	同 上	同
古川町地区	小野市古川町字溝向、辻ノ内及びハザコの各一部	同 上	同
古川町地区	小野市古川町字南山の一部	同 上	同
久保木町地区	小野市久保木町字西之芝、前垣内、東苗代及び春井の各一部	同 上	同
久保木町地区	小野市久保木町字出晴の一部	同 上	同
高山町地区	小野市高山町字東高山及び西高山の各一部	同 上	同

(別図は省略し、その関係図書を兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課及び小野市地域振興部まちづくり課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第100号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第5項の規定において準用する条例第5条第9項に規定する特別指定区域の指定の変更について、次のとおり変更したので、告示する。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	変更後の区域	予定建築物等の用途	指定変更年月日
浄谷町地区	小野市浄谷町字南谷、常仕田、寺山、大門、南池ノ内、前野、大道ノ上、土山、帝釋前、南池ノ下、三町田、大道ノ下、石丸、曇谷ノ下、北池ノ下及び水井田の各一部	別図のとおり	平成20年1月29日
大開町地区	小野市大開町字池奥東、草荷野、南谷、谷山及び堂ノ上の各一部並びに日吉町字池之奥東の一部	同 上	同

青野ヶ原町地区	小野市復井町字カワラヤ、伏原、深田、十郎、源田、芝ノ後、蓬莱野、大木、川端及び長ハイの各一部	同 上	同
河合中町地区	小野市河合中町字蓬莱野、中座、栗ノ木、寺垣内、大木、宮ノ後、井ノ口、宮ノ前、薬師前、中ノ垣内、小淵、新宿垣内、末釜、イヤケ端、為重、門田、小堀、西ノ門、矢待、平ノ垣内、大将軍、古屋敷、コモサ、奥ノ後、松印庵前、ヲクラ山、構及び横手の各一部	同 上	同
粟生町地区	小野市粟生町字池ノ向、北条、川原、高堰、大水口、鍵町、田井、正雀、立町、仲島通、下条、島田、胡麻田、大畑、前田、西ホ、森条、井井、岡条、宮ノ西及び中田の各一部並びに阿形町字向川原の一部	同 上	同
下来住町地区	小野市下来住町字深田、越前、上代、屋形、沖代、高田、中村前、田中前、ミノ代、川原、緋屋カチ、辻山、平野、堂ノ後、松ヶ内、竹谷、東高在、西高在、黒代、寺山及び十二塚口の各一部並びに来住町字舟本、五反田、石橋、下ノ沖及び池ノ内の各一部	同 上	同
来住町地区	小野市来住町字三反田、葛ヶ谷、塩ヶ山、舟本、北代、脇寺、広原、長ヲサ、広原ノ西、孫山ノ上、下ノ沖、石橋、沖ノ西、家老戸谷、浦ノ山、筋谷、屋敷谷、筋谷ノ上、中ノ島、下ノ割、東畑ヶ、猫池谷、兜塚、背戸ヶ谷、上ノ山、男池ノ下、山ノ間、山ノ間ノ下及び新田の各一部	同 上	同
市場町地区	小野市市場町字上向嶋、寺ノ下、鳥居元、渕端、玉崎、北山、狐塚、向嶋、橋ヶ詰、北ノ後、手崎、出端坂、六反開地、供御開地、下司、郷作、庄司口、池ノ下、野田、堂ノ下、内垣内、中曾根、廣嶋、高芝及び柳原の各一部並びに大島町字落合及び宮ノ上の各一部	同 上	同

樺山町地区	小野市樺山町字齒抜谷、芦谷、水谷口、水谷拍子谷、梅ヶ谷、大原口、向山、東垣内、内垣内、久語、山ノ下、向垣内、西ノ垣内、松本、野田ノ畑、大道ノ下、原ノ垣内、軸谷、北ノ垣内、力石、柿内、神木及び堂坂の各一部	同 上	同
二葉町地区	小野市二葉町の一部、天神町字向山の一部、垂井町字向山の一部並びに市場町字丹波坂及び北山の各一部	同 上	同
高田町地区	小野市高田町字中畑ケ、村北、村中通、大藏、村前、久保田、野山、山ノ下、地蔵ノ本、古苗代、宮ノ後、山畑、芝山及び上田の各一部並びに鹿野町字村下の一部	同 上	同
喜多町地区	小野市喜多町字芝山の全部、喜多町字大土井、池ノ本、陰町、平柳、村中、市ノ坪、大坪、才ノ神及び陸地の各一部並びに高田町字芝山の一部	同 上	同
鹿野町地区	小野市鹿野町字カチ、狐塚、兼ガチ、西ノ沢、小谷、秋長、中ノ沢及び鹿野ヶ原の各一部並びに高田町字上田の一部	同 上	同
敷地町地区	小野市敷地町字ウチダ、クロフカ、ナカヲ、宮林、ワキタ、ケンサカ、竹ノ後、ホリイケ、イカチ、山ノ下、南イカチ、大井、丁田、マヘタ、ウシロ、キタガチ及びイナツキの各一部、広渡町字谷田の一部並びに中島町字西ノ谷の一部	同 上	同
広渡町地区	小野市広渡町字ソワ、二反田、郷ノ上、竹ノ本及び谷田の各一部、敷地町字ウチダ、クロフカ及び宮林の各一部並びに中島町字ヒラキ及び岩ノ前の各一部	同 上	同
古川町地区	小野市古川町字山ノ下、ムセノ本、長田、村下、雨ソ、中田之上、四反田、垣ノ本、北沢、溝向、辻ノ内、ハザコ、野田、松葉及び大年ノ前の各一部	同 上	同

(別図は省略し、その関係図書を兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び小野市地域振興部まちづくり課に備え置いて縦覽に供する。)

## 兵庫県告示第101号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5条の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、その関係図書は、平成20年1月29日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19淡路位置 0007号	20. 1. 16	南あわじ市賀集八幡字森ノ木12番1の一部、12番2の一部	6.0	58.4

## 公 告

## 税務職員身分証票無効公告

次の証票については、平成20年1月13日紛失したので、当日以降これを無効とする。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

種 類	番 号	交 付 年 月 日
徴 稅 吏 員 証	第85147号	平成16年4月1日

## 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）イオン加西ショッピングセンター

所在地 加西市北条町北条字鳥居元323-3ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所

イオン株式会社 岡田 元也 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

株式会社ヤマダ電機 山田 昇 群馬県前橋市日吉四丁目40番地の11

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所

イオン株式会社 岡田 元也 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

株式会社ヤマダ電機 山田 昇 群馬県前橋市日吉四丁目40番地の11

他未定

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年10月28日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

29,000平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数  
1,800台
- (2) 駐輪場の収容台数  
694台
- (3) 荷さばき施設の面積  
762平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
184.87立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者 の 氏 名 又 は 名 称	開店時刻	閉店時刻
イオン株式会社	午前9時	午後11時
株式会社ヤマダ電機	午前10時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所、入口6箇所 出口6箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

## 8 届出年月日

平成19年12月28日

## 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間  
平成20年1月29日から4月間

## 10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成20年5月29日
- (2) 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

## 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年1月29日

西播磨県民局長 高井芳朗

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）マックスバリュ龍野店

所在地 たつの市龍野町堂本字下長塚56番1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 藤本昭

住所 姫路市北条口四丁目4番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所

マックスバリュ西日本株式会社 藤 本 昭 姫路市北条口四丁目4番地

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年8月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,092平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

107台

(2) 駐輪場の収容台数

160台

(3) 荷さばき施設の面積

120平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

21.1立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前7時

イ 閉店時刻 翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成19年12月28日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局まちづくり課及び西播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年1月29日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年5月29日

(2) 提出先

西播磨県民局県土整備部まちづくり課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロイヤルホームセンター塚口

所在地 尼崎市南塚口町四丁目1番1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ダイワラクダ工業株式会社

代表者の氏名 増 村 勝 實

住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称 ダイワラクダ工業株式会社

代表者の氏名 伊 藤 建 史

住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号

## イ 変更後

名称 ダイワラクダ工業株式会社

代表者の氏名 増 村 勝 實

住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称 ロイヤルホームセンター株式会社

代表者の氏名 西 尾 正 憲

住所 大阪市北区梅田三丁目3番5号

## イ 変更後

名称 ロイヤルホームセンター株式会社

代表者の氏名 芳 森 新 誠

住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号

## 4 変更年月日

## (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

平成18年6月27日

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

平成19年9月1日

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成19年10月1日

## 5 届出年月日

平成19年12月27日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成20年1月29日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年5月29日

提出先 兵庫県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変

更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロイヤルホームセンター新三田  
所在地 三田市大原字藤野213番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 神姫バス株式会社  
代表者の氏名 上 杉 雅 彦  
住所 姫路市西駅前町1番地

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称 ロイヤルホームセンター株式会社  
代表者の氏名 西 尾 正 憲  
住所 大阪市北区梅田三丁目3番5号

(2) 変更後

名称 ロイヤルホームセンター株式会社  
代表者の氏名 芳 森 新 誠  
住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

平成19年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成19年10月1日

5 届出年月日

平成19年12月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局国土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年1月29日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年5月29日

提出先 兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年1月29日

阪神北県民局長 北 林 泰

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエーグルメシティ小林店  
 所在地 宝塚市福井町32番28号

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|          |        |                   |
|----------|--------|-------------------|
| 氏名又は名称   | 代表者の氏名 | 住所                |
| 株式会社ダイエー | 西 見 徹  | 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号 |
| 友 金 稔    |        | 宝塚市小林2丁目2番14号     |

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前  
 名称 株式会社ダイエー  
 代表者の氏名 高木邦夫  
 住所 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号

## イ 変更後

名称 株式会社ダイエー  
 代表者の氏名 西見徹  
 住所 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前  
 名称 株式会社ダイエー  
 代表者の氏名 高木邦夫  
 住所 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号

## イ 変更後

名称 株式会社ダイエー  
 代表者の氏名 西見徹  
 住所 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号

## 4 変更年月日

平成18年10月6日

## 5 届出年月日

平成20年1月7日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局国土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成20年1月29日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年5月29日

提出先 阪神北県民局国土整備部まちづくり課

〒665-8567 宝塚市旭町2丁目4番15号

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第27号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成20年1月29日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉 修悟

## 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

## (1) 警備業務の区分

警備業法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

## (2) 実施日

## ア 新規取得講習

平成20年3月3日（月）から同月7日（金）までの5日間

## イ 追加取得講習

平成20年3月6日（木）及び同月7日（金）の2日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考查の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、3月7日（金）に修了考查（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

## 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

最近5年間に4号業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（4号業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。）で、最近5年間に4号業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの

## 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成20年2月4日（月）から同月15日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

## 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

## 6 申込時の提出書類

## (1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 最近5年間に4号業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 最近5年間に4号業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## 7 受講手数料

新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

## 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。

- (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

## 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
社団法人兵庫県警備業協会

## 11 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線 3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

## 内水面漁場管理委員会公告

## 兵内漁委指示第54号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成20年度における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を、平成20年1月10日に次のとおり指示した。

平成20年1月29日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 秋 武 宏

## 1 増殖の基準数量

平成20年度増殖基準数量

| 免<br>許<br>番<br>号 | 河川名 | 種<br>苗<br>放<br>流 |               |               |                     |                     |                            |                    |                            |                    |                      |                    |                              |                      | 産卵場造成               |                     |  |
|------------------|-----|------------------|---------------|---------------|---------------------|---------------------|----------------------------|--------------------|----------------------------|--------------------|----------------------|--------------------|------------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|--|
|                  |     | あ<br>ゆ<br>(kg)   | こ<br>い<br>(尾) | ふ<br>な<br>(尾) | う<br>な<br>ぎ<br>(kg) | に<br>じ<br>ます<br>(尾) | あ<br>ま<br>ご<br>(尾)         | や<br>ま<br>め<br>(尾) | さ<br>く<br>ら<br>ます<br>(尾)   | い<br>わ<br>な<br>(尾) | わか<br>さ<br>ぎ<br>(万粒) | も<br>ろ<br>こ<br>(尾) | も<br>く<br>す<br>が<br>に<br>(尾) | お<br>いか<br>わ<br>(箇所) | う<br>ぐ<br>い<br>(箇所) | ひ<br>が<br>い<br>(箇所) |  |
| 1                | 猪名川 | 400              |               | 5,000         | 10                  | 7,000               | 1,000                      |                    |                            |                    |                      |                    |                              |                      | 1                   |                     |  |
| 2                | 武庫川 | 100              |               | 1,000         | 10                  | 1,000               |                            |                    |                            |                    |                      |                    |                              |                      | 1                   |                     |  |
| 3                | 羽束川 | 100              |               |               | 10                  | 1,000               | 1,000                      |                    |                            | 1,000              |                      |                    |                              |                      | 1                   |                     |  |
| 4                | 加古川 | 5,000            |               | 10,000        | 200                 | 10,000              | 8,000                      |                    |                            |                    | 300                  | 1,000              | 7,500                        | 5                    | 3                   |                     |  |
| 5                | 市川  | 1,500            |               | 10,000        | 20                  | 3,000               | 50,000                     |                    |                            |                    |                      |                    |                              |                      | 1                   |                     |  |
| 6                | 夢前川 | 250              |               |               |                     |                     |                            |                    |                            |                    |                      |                    |                              |                      |                     |                     |  |
| 7                | 揖保川 | 14,000           |               | 3,000         | 50                  | 5,000               | 100,000                    |                    |                            |                    | 300                  |                    | 1,500                        | 2                    | 1                   |                     |  |
| 8                | 千種川 | 5,500            |               | 3,000         | 50                  | 3,000               | 40,000                     |                    |                            |                    | 100                  |                    | 1,000                        | 3                    | 2                   |                     |  |
| 9                | 竹田川 | 30               |               | 1,000         |                     |                     |                            |                    |                            |                    |                      |                    |                              |                      |                     |                     |  |
| 10               | 円山川 | 5,500            |               | 10,000        | 30                  | 10,000              | や<br>ま<br>め<br>に<br>含<br>む | 60,000             | や<br>ま<br>め<br>に<br>含<br>む |                    |                      |                    | 1,000                        | 3                    | 3                   | 1                   |  |
| 11               | 竹野川 | 300              |               | 1,000         | 10                  | 1,000               | や<br>ま<br>め<br>に<br>含<br>む | 1,500              |                            |                    |                      |                    | 1,000                        | 1                    | 1                   |                     |  |

|    |     |        |  |        |     |        |         |        |        |       |     |       |        |    |    |   |
|----|-----|--------|--|--------|-----|--------|---------|--------|--------|-------|-----|-------|--------|----|----|---|
| 12 | 矢田川 | 1,100  |  | 1,000  | 30  | 1,000  |         | 13,000 | やまめに含む | 1,000 |     |       | 1,000  |    |    |   |
| 13 | 岸田川 | 700    |  | 1,000  | 10  |        |         | 23,000 | やまめに含む | 1,000 |     |       | 1,000  | 1  | 1  |   |
|    | 計   | 34,480 |  | 46,000 | 430 | 42,000 | 200,000 | 97,500 |        | 3,000 | 700 | 1,000 | 14,000 | 19 | 11 | 1 |

2 この指示の日以降において、漁場環境の変化等により、増殖基準数量の達成が困難となった場合は、あらかじめその理由を付して委員会に届出なければならない。

### 警 察 本 部 公 告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年1月29日

#### 契約担当者

兵庫警察本部長 太 田 裕 之

#### 1 調達内容

##### (1) 調達物品及び数量

平成20年度兵庫県警察車両用タイヤ・チューブの単価契約

ア タイヤ 予定数量 約4,800本  
イ チューブ 予定数量 約 490枚

##### (2) 購入物品の規格及び条件

購入物品の規格等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する規格、条件を有すること。

##### (3) 納入場所

兵庫県内全域

##### (4) 納入期限

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

##### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

##### (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

##### (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

##### (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

##### (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

##### (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部総務部装備課 担当 有馬  
電話 (078) 341-7441 内線 2343

##### (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成20年1月29日(火)から同年2月13日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
毎日午前10時から午後5時まで

##### (3) 入札・開札の日時及び場所

平成20年3月10日（月）午後1時

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部1階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の開札日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成20年3月7日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年3月6日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、県内の各地区ごとに最低必要数の営業所等を確保できることを確認するために「営業所及びメンテナンス業者（設置）一覧表」を提出すること。

イ タイヤ・チューブの供給能力の確保のために元請け会社の「代理店証明書」等を提出すること。

ウ 納入しようとするタイヤ・チューブの品質を証るために「品質証明書」等を提出すること。

エ 上記アからウまでの証明書は平成20年2月13日（水）までに提出すること。

オ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからウまでの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、上記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成20年3月7日（金）午後5時までに上記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成20年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

（ア）初度の入札に参加して有効な入札をした者

（イ）初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

**要作成****(8) 落札者の決定方法**

入札説明書で示した車両用タイヤ・チューブを納入できると契約担当者が判断した入札者であって財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

**(9) その他**

詳細は、入札説明書による。

**5 Summary for the bid announcement.****(1) Person in charge :**

Hiroyuki Ota

Chief of Hyogo Prefectural Police H.Q.

**(2) Products to be purchased :**

a. Tires for vehicles : Approx. 4,800

b. Inner tubes : Approx. 490

**(3) Delivery period :**

From April 1, 2008 to March 31, 2009

**(4) Delivery places :**

The designated place by chief of Hyogo Prefectural police H.Q.

**(5) Deadline for the application forms :**

17:00, February 13, 2008

**(6) Deadline for bidding :**

17:00, March 7, 2008 by Mail ;

13:00 March 10, 2008 by direct delivery

**(7) Secretariat :**

Miss Arima

Equipment division Hyogo Prefectural Police H.Q. 5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe 650-8  
510

TEL (078) 341-7441 ext 2343

## 財団法人行政書士試験研究センター公告

## 財団法人行政書士試験研究センター公告

行政書士試験事務規程（行試セ規第11号）第25条第1項の規定に基づき公示した平成19年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成20年1月29日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長・木 寺 久

試験地 兵庫県

受験番号

|         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 5510003 | 5510231 | 5510559 | 5510853 | 5511237 | 5511607 | 5512300 | 5513402 | 5520521 |
| 5510008 | 5510265 | 5510560 | 5510865 | 5511241 | 5511635 | 5512302 | 5513425 | 5520525 |
| 5510013 | 5510275 | 5510568 | 5510873 | 5511244 | 5511642 | 5512346 | 5513427 | 5520538 |
| 5510014 | 5510277 | 5510580 | 5510875 | 5511268 | 5511655 | 5512366 | 5513462 | 5520567 |
| 5510015 | 5510281 | 5510594 | 5510878 | 5511270 | 5511657 | 5512448 | 5513468 | 5520582 |
| 5510019 | 5510283 | 5510600 | 5510904 | 5511283 | 5511658 | 5512484 | 5513481 | 5520595 |
| 5510020 | 5510287 | 5510606 | 5510905 | 5511288 | 5511677 | 5512509 | 5513508 | 5520596 |
| 5510027 | 5510296 | 5510618 | 5510907 | 5511314 | 5511695 | 5512516 | 5513520 | 5520639 |
| 5510030 | 5510302 | 5510624 | 5510910 | 5511317 | 5511698 | 5512524 | 5513523 | 5520707 |
| 5510039 | 5510307 | 5510634 | 5510919 | 5511329 | 5511709 | 5512540 | 5520001 | 5520709 |
| 5510045 | 5510308 | 5510635 | 5510929 | 5511342 | 5511710 | 5512565 | 5520009 | 5520728 |
| 5510070 | 5510315 | 5510636 | 5510933 | 5511354 | 5511718 | 5512576 | 5520040 |         |
| 5510078 | 5510316 | 5510641 | 5510942 | 5511359 | 5511766 | 5512623 | 5520066 |         |
| 5510082 | 5510327 | 5510646 | 5510952 | 5511362 | 5511773 | 5512652 | 5520074 |         |
| 5510085 | 5510328 | 5510661 | 5510958 | 5511371 | 5511779 | 5512674 | 5520101 |         |
| 5510086 | 5510339 | 5510676 | 5510969 | 5511374 | 5511792 | 5512682 | 5520115 |         |
| 5510088 | 5510340 | 5510681 | 5510975 | 5511379 | 5511883 | 5512686 | 5520127 |         |
| 5510090 | 5510343 | 5510694 | 5510997 | 5511389 | 5511886 | 5512707 | 5520159 |         |
| 5510094 | 5510354 | 5510695 | 5511002 | 5511406 | 5511895 | 5512749 | 5520165 |         |
| 5510097 | 5510365 | 5510705 | 5511003 | 5511407 | 5511939 | 5512779 | 5520183 |         |
| 5510102 | 5510372 | 5510712 | 5511011 | 5511408 | 5511952 | 5512781 | 5520184 |         |
| 5510110 | 5510375 | 5510731 | 5511012 | 5511412 | 5511960 | 5512799 | 5520196 |         |
| 5510113 | 5510392 | 5510734 | 5511013 | 5511429 | 5511962 | 5512832 | 5520197 |         |
| 5510118 | 5510404 | 5510737 | 5511015 | 5511449 | 5511993 | 5512846 | 5520203 |         |
| 5510121 | 5510415 | 5510741 | 5511016 | 5511451 | 5512025 | 5512849 | 5520205 |         |
| 5510124 | 5510424 | 5510742 | 5511038 | 5511452 | 5512036 | 5512873 | 5520248 |         |
| 5510131 | 5510433 | 5510749 | 5511064 | 5511464 | 5512083 | 5512925 | 5520256 |         |
| 5510134 | 5510438 | 5510754 | 5511068 | 5511468 | 5512084 | 5512946 | 5520276 |         |
| 5510135 | 5510452 | 5510755 | 5511108 | 5511472 | 5512087 | 5512957 | 5520307 |         |
| 5510151 | 5510457 | 5510757 | 5511110 | 5511484 | 5512091 | 5512964 | 5520308 |         |
| 5510153 | 5510486 | 5510758 | 5511132 | 5511497 | 5512106 | 5513000 | 5520323 |         |
| 5510163 | 5510489 | 5510769 | 5511143 | 5511521 | 5512127 | 5513030 | 5520338 |         |
| 5510165 | 5510509 | 5510773 | 5511165 | 5511531 | 5512154 | 5513050 | 5520345 |         |
| 5510166 | 5510517 | 5510787 | 5511172 | 5511545 | 5512159 | 5513061 | 5520357 |         |
| 5510183 | 5510520 | 5510805 | 5511179 | 5511566 | 5512208 | 5513102 | 5520368 |         |
| 5510186 | 5510522 | 5510834 | 5511193 | 5511572 | 5512215 | 5513185 | 5520376 |         |
| 5510191 | 5510526 | 5510836 | 5511210 | 5511575 | 5512221 | 5513252 | 5520378 |         |
| 5510203 | 5510533 | 5510843 | 5511212 | 5511588 | 5512228 | 5513253 | 5520423 |         |
| 5510211 | 5510539 | 5510851 | 5511216 | 5511596 | 5512264 | 5513363 | 5520461 |         |
| 5510217 | 5510544 | 5510852 | 5511225 | 5511601 | 5512281 | 5513395 | 5520496 |         |

以上331名

## 正 誤

○平成19年12月11日付け（兵庫県公報第1935号）

兵庫県告示第1226号（救急病院の認定）中

| (ページ) | (行)   | (誤)        | (正)        |
|-------|-------|------------|------------|
| 2     | 下から13 | 平成19年9月30日 | 平成22年9月30日 |